

社会福祉法人東金市社会福祉協議会  
福祉用具貸出サービス事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、在宅で日常生活を営むのに支障がある者に対し、社会福祉法人東金市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が所有する福祉用具を貸し出すことにより、その福祉の増進に資することを目的とする。

(利用対象者)

第2条 この事業の対象者は、東金市に居住する者で、福祉用具を利用しなければ在宅で生活することが困難な者とする。

(福祉用具)

第3条 貸出の対象となる福祉用具の種類は、次のとおりとする。

- (1) 車椅子
- (2) 床ずれ予防マット
- (3) 松葉杖

(利用期間)

第4条 利用期間は、原則として3ヵ月とする。ただし、利用期間を延長しようとする場合は、期間が満了するまでに再度申し込みをし、その期間を延長するものとする。

(利用の申込)

第5条 この事業を利用しようとする者は、福祉用具貸出サービス利用申込書（第1号様式）により、会長へ申し込みするものとする。

(利用の決定)

第6条 会長は、申し込みの内容を確認の上、利用の可否を決定するものとする。

2 会長は、福祉用具貸出サービス利用台帳（第2号様式）を整備するものとする。

(利用者の遵守義務)

第7条 前条の規定により、福祉用具の利用の決定を受けた者（以下「利用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 目的に反して利用し、譲渡し、交換し、転貸し、又は担保に供してはならない。
- (2) 福祉用具の一部又は全部を破損し、又は滅失したときは、直ちに会長にその状況を報告しその指示に従わなければならない。

(利用の取り消し)

第8条 会長は、次の各号のいずれかに該当した場合、その利用を取り消すことができる。

- (1) 第2条に該当しなくなったとき
- (2) その他会長が認めるとき

(費用)

第9条 この事業に係る利用料は、無料とする。ただし、福祉用具の修繕、消毒等に係る費用については、返却時に業者の提示する費用に相当する額を徴収する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 2 月 18 日から施行する。